

医療に係る安全管理のための指針（要旨）

医療安全についての基本理念

～ 患者様の立場に立ち、安心して医療を受けられる環境を整え

すべての医療において安全確保に努めます～

1. 医療安全管理に関する基本的考え方

社会医療法人盛和会 本田病院（以下、当院という）は、適切で安心・安全な医療サービスを患者様及びその家族様（以下、患者様等という）に提供するため、医療事故防止ならびに医薬品管理及び医療機器等を踏まえた医療に関わる安全管理（以下、医療安全管理という）を目指す。「人は間違いを犯す」ということを前提に、職員ひとりひとりが医療安全管理に対する意識を持ち、医療安全管理を推進する。

2. 医療安全管理対策委員会及び組織に関する基本的事項

当院内に、病院長を管理責任者とする医療安全管理対策委員会を設置する。病院長より任命を受けた者を医療安全管理者とし、医療安全管理者は当院内の医療安全管理に関わる体制の確保及び安全性向上に努めるものとする。

3. 医療安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療安全管理対策委員会は、全職員を対象とした医療安全管理に関する研修を年2回以上行う。医薬品、医療機器等に関する研修については、医療安全管理対策委員会または医療機器安全管理委員会が企画し、関係職員を対象に研修を行う。

4. 事故報告等医療に関わる安全確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

インシデントは速やかに報告を求めるとともに、医療安全管理対策委員会は医療事故の原因や再発防止対策等について審議し、各職の報告を基に内容を分析し、防止策の検討を行い安全の確保に努める。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療事故が発生した場合は速やかに患者の救命や回復に全力を尽くし、「医療事故発生時の対応」等に基づき対応する。

6. 医療従事者と患者様等との間の情報共有に関する基本方針

患者様等より当指針の間覧を求められた場合は、院内において閲覧を許可する。

7. 患者様等からの相談への対応に関する基本方針

患者様等からの医療安全管理に関する相談苦情に関しては、各リスクマネージャーが情報収集し、医療安全管理者から院長、事務長、看護部長へ報告し、また同時に所属長へ報告する。

8. その他医療安全推進のために必要な基本方針

本指針以外に必要な細目は、医療安全管理対策委員会、医療事故調査委員会、医療機器委員会も含め取り組んでいく。

令和5年4月1日 改定

本田病院 医療安全管理対策委員会